

事業報告書

(自 令和 3 年 8 月 1日 至 令和 4 年 7 月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 桜仁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人特別医療法人特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地

埼玉県幸手市上高野 2 5 0 番地 6

(3) 設立認可年月日

平成19年3月6日

(4) 設立登記年月日

平成19年3月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 開設する診療所の業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 桜仁会 さくら整形外科	埼玉県幸手市上高野 2 5 0 番地 6	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で決議した事項

令和3年9月15日

令和2年度決算報告及び承認

令和4年7月5日

令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

特に無し

様式3-2

医療法人整理番号	
----------	--

法人名 医療法人社団 桜仁会
 所在地 埼玉県幸手市上高野 2 5 0 番地 6

貸借対照表

(令和 4 年 7 月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	41,842	I 流動負債	5,287
II 固定資産	37,778	II 固定負債	34,363
1 有形固定資産	12,945	負債合計	39,650
2 無形固定資産	515	純資産の部	
3 その他の資産	24,318	科目	金額
		I 出資金	32,000
		II 積立金	7,970
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	39,970
資産合計	79,620	負債・純資産合計	79,620

法人名医療法人社団 桜仁会

所在地埼玉県幸手市上高野 2 5 0 番地 6

損益計算書

(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	177,996
2 事業費用	168,566
本来業務事業利益	9,430
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,430
II 事業外収益	996
III 事業外費用	336
經常利益	10,090
IV 特別利益	871
V 特別損失	
税引前当期純利益	10,961
法人税等	180
当期純利益	10,781

法人名 医療法人社団 桜 仁 会

所在地 埼玉県幸手市上高野 2 5 0 番地 6

財 産 目 録

(令和 4 年 7 月 31 日現在)

1	資	産	額			79,620 千円
2	負	債	額			39,650 千円
3	純	資	産	額		39,970 千円

(内訳)

(単位:千円)

	区	分				金 額
A	流	動	資	産		41,842
B	固	定	資	産		37,778
C	資	産	合	計	(A + B)	79,620
D	負	債	合	計		39,650
E	純	資	産		(C - D)	39,970

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 桜仁会
 所在地 埼玉県幸手市上高野250番地6

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	■■■■	医師	当法人の ■■■■の 脚産の賃貸 不	賃借料の支払い (注)1注	10,956	前払費用	759

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 桜 仁 会

理事長 秋 谷 和 仁 殿

私は、医療法人社団 桜仁会の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月 16日

医療法人社団 桜 仁 会

監事 遠 藤 勇 吾 印

442